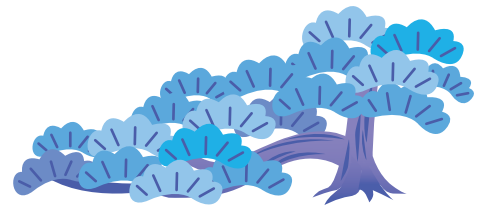


みんなで笑って/ちゃーがんじゅー 久米島町敬老会



9月21日、具志川改善センターにて久米島町敬老会が行われ、70歳以上を対象に約400人が出席しました。15日に予定していた敬老会ですが、台風18号の影響により1週間延期し開催しました。

余興の部では、久米島町民踊レク愛好会や福祉

課による演舞が行われたほか、「いーふみーや」による寸劇では、こっけいな動きとトークに会場は笑いの渦に包まれました。

平成29年8月現在、久米島町の最高齢の方は、字儀間の上里ツルさん、字上江洲の吉里千代さんのおふたりが103歳を迎えます。



	男	女
100歳	2	5
カジマヤー(97歳)	3	14



年金だより

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は 年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上

旬に日本年金機構から送付されていますので、大切に保管し、年末調整、確定申告の際に証明書として添付して下さい。

また、平成29年10月1日から12月31日までの間に平成29年中ではじめて納付された方は、翌年の2月上旬に送付します。

なお、ご家族の国民年金を納付された場合は、本人、家族どちらでも社会保険料控除に加えることができますので添付のうえ申告してください。

控除証明書をなくした場合は再発行の手続きとなりますので、年末調整・確定申告に間に合うよう早めにお手続きください。

お問合せ先 ねんきん加入者ダイヤル

電話番号: **0570-003-004**(ナビダイヤル)
受付期間: 平成29年11月1日~平成30年3月15日

控除証明書(見本)